

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素よりJA共済に格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

JA共済では、共済期間の初日が平成24年4月1日以降のご契約から、自動車共済の改訂を実施しました。

つきましては、主な改訂の内容を以下のとおりご案内いたしますので、ご確認ください。

今後とも、今までと変わらぬご愛顧を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

敬 具

農業協同組合

全国共済農業協同組合連合会

## 1 仕組みの新設・保障内容の拡充

### ■ 地震等車両全損時給付特約を新設しました。 家庭用 一般用

地震・噴火またはこれらによる津波によって、ご契約のお車が約款に定める所定の全損となった場合に、定額で50万円<sup>\*1</sup>をお支払いする地震等車両全損時給付特約を新設しました。この特約は車両条項(車両損害限定特約を含みます)をご契約の場合にご加入いただくことができます。<sup>\*2</sup>

<sup>\*1</sup> 車両共済金額が50万円未満の場合には、その金額をお支払いします。 <sup>\*2</sup> 二輪自動車および原動機付自転車はご加入いただけません。

⚠ 地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害は、車両条項による保障の対象にはなりませんので、ニーズに合わせて地震等車両全損時給付特約へのご加入をご検討ください。

### ■ 対物賠償責任条項への対物超過修理費用保障の組み込みを行いました。 家庭用

家庭用自動車共済において、対物超過修理費用保障を対物賠償責任条項に組み込み、従来の対物超過修理費用保障特約を廃止しました。なお、一般用自動車共済においては、対物賠償責任条項への対物超過修理費用保障の組み込みは行いません。

⚠ この改訂により、現在、家庭用自動車共済で対物超過修理費用保障特約にご加入されていないご契約であっても、共済期間の初日が平成24年4月1日以降となる継続後のご契約については、対物超過修理費用保障を提供いたします。

### ■ 二輪自動車・原動機付自転車についても人身傷害保障特約にご加入いただけるようになりました。 一般用

一般用自動車共済において、二輪自動車・原動機付自転車(以下、「二輪・原付」といいます)についても人身傷害保障特約にご加入いただけるようになりました。<sup>\*3</sup>

<sup>\*3</sup> ご契約のお車が自家用の二輪・原付で対人賠償責任条項および対物賠償責任条項にご加入されている場合に限りです。

⚠ 二輪・原付は四輪自動車と比較すると、交通事故によるご自身のおケガに関するリスクが高い傾向にありますので、ニーズに合わせて人身傷害保障特約へのご加入をご検討ください。

### ■ 人身傷害保障<sup>\*4</sup>における共済金額の上限額の引上げを行いました。 家庭用 一般用

人身傷害保障において、共済金額の上限額を従来の2億円から無制限に引き上げました。

<sup>\*4</sup> 「家庭用自動車共済の人身傷害保障条項」および「一般用自動車共済の人身傷害保障特約」をいいます。以下において同様です。

⚠ 近年、人身事故にかかる損害額が高額化している傾向を踏まえてこの改訂を行いました。ご契約のお車には、ご自身やご家族はもちろん、様々な年齢・職業の方が搭乗する可能性がありますので、ニーズに合った人身傷害保障の共済金額をご検討ください。

### ■ 車両条項における共済金額の上限額の引上げを行いました。 一般用

下記の用途車種を対象として、ご契約いただける車両共済金額の上限額を従来の3,000万円から1億円に引き上げました。

<対象用途車種> 農耕作業用大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車、自家用普通貨物自動車(2t超)(農業用利用のみ)、営業用普通貨物自動車(2t超)(農業用利用のみ)

### ■ 運転者年齢条件特約における保障範囲の拡充を行いました。 家庭用

農繁期などに、記名被共済者の別居の親族や隣人が、農業を営んでいる記名被共済者と臨時の雇用契約を結び、ご契約のお車を運転している際に生じた事故等を保障できるよう、年齢条件に抵触し、保障対象外となる「業務に従事中的の使用者」については、ご契約のお車を「常時使用できる者」に限るよう改訂を行いました。

## 2 仕組みの簡素化・明確化・廃止

■ 仕組みのわかりやすさの向上等を目的として、以下のとおり見直しを行いました。

項目	概要	家庭用	一般用
二輪・原付における保障内容の見直し	人身傷害保障において、他の二輪・原付に搭乗中の事故の場合でも保障が可能になりました。 <sup>※5 ※6</sup> また、これに伴い、従来、家族原動機付自転車賠償損害特約を適用した自損事故特則で保障しているケースにおいて、人身傷害保障による保障が可能となる場合には、家族原動機付自転車賠償損害特約を適用した自損事故特則ではなく、人身傷害保障を適用して共済金が支払われるよう改訂を行いました。（他車運転特則においても同主旨の改訂を行っております。）	○	○
	他車運転特則において、ご契約のお車が自家用の二輪・原付である場合における、他の自家用の二輪・原付に搭乗中の事故のケースを保障することが可能になりました。 <sup>※6</sup>	—	○
車両損害限定特約の保障拡充	事故形態の細かい差異による保障の可否を解消するために、以下の損害についても保障が可能となるよう改訂を行いました。 ・車上荒らし目的(車内の金品を盗む目的等)でご契約のお車に生じた損害(ドアの破損等) ・自損事故等での窓ガラス破損におけるフィルムアンテナ代金等	○	○
対人賠償責任条項における3日以上入院にかかる臨時費用共済金の廃止	被共済者の過失割合が少ない場合など、J Aが相手方との示談代行を行わないケースにおいて、相手方の入院期間を証明する資料(診断書等)の取得にかかる被共済者の負担が大きくなっていました。これを解消することを目的として、対人賠償責任条項における費用共済金の1つである臨時費用のうち、相手方が3日以上入院をした際に支払われる臨時費用共済金(3万円)を廃止しました。	○	○
人身傷害保障における損害額基準の改訂	自賠償共済(保険)との整合性を図る観点から、以下の項目について、自賠償共済(保険)の損害額基準と同内容としました。 ・「傷害による損害」の「休業損害」におけるアルバイト・パートタイマーの日給の取扱い ・「傷害による損害」の「精神的損害」における算出方法	○	○
搭乗者傷害保障 <sup>※7</sup> および歩行中等自動車事故傷害条項における定額支払表の簡素化	搭乗者傷害保障および歩行中等自動車事故傷害条項において、これまで細分化されていた定額支払表の区分を見直し、簡素化する改訂を行いました。これに伴い、定額支払表や共済金名称を変更しております。 また、この定額支払表による保障との重複を解消することを目的として、治療期間が5日以上の場合において、「1回の事故につき支払われる1万円」を廃止しました。また、「治療日数が5日以上で、かつ、手術を伴う場合に支払われる10万円」についても廃止し、仕組みの簡素化を図りました。	○	○
歩行中等自動車事故傷害条項と搭乗者傷害条項の後遺障害共済金支払基準の統一化	歩行中等自動車事故傷害条項と搭乗者傷害条項において、保障対象となる後遺障害等級に差異がありました。これを解消することを目的として、歩行中等自動車事故傷害条項の後遺障害共済金のお支払い基準を搭乗者傷害条項と同様の内容に改訂しました。	○	—
歩行中等自動車事故傷害条項の重複保障の廃止	従来の歩行中等自動車事故傷害条項では、被共済者が歩行中等の自動車事故により死傷された場合に、複数のご契約から重複して保障されるケースがありました。これを解消することを目的として、この条項から重複した保障がなされないよう改訂を行いました。	○	—

項目	概要	家庭用	一般用
車両条項における盗難代車等費用共済金の廃止	従来の車両諸費用保障特約にご加入されているご契約においては、ご契約のお車が盗難された場合、「車両条項の盗難代車等費用共済金」と「車両諸費用保障特約の代車費用共済金」の両方が重複して支払われるケースがありました。これを解消することを目的として、車両条項の盗難代車等費用共済金を廃止しました。	○	○
他車運転特則における搭乗者傷害保障の廃止	従来の他車運転特則では、他車の自動車共済(保険)が搭乗者傷害保障に対応する保障にご加入されていない場合のみ、ご契約のお車の他車運転特則における搭乗者傷害保障が適用される仕組みとなっていました。このため、当該保障を適用するためには、他車の自動車共済(保険)の契約内容を確認する必要があり、この確認にかかる被共済者の負担が生じていました。また、自動車共済(保険)における搭乗者傷害保障の普及に伴い、当該保障が適用されるケースが少なくなっていることから、他車運転特則における搭乗者傷害保障を廃止しました。	○	○
自損事故特則における共済金の計算方法の変更	自賠償共済(保険)や損害賠償義務者から支払いがあった場合の共済金の計算方法を変更しました。	○	○
共済掛金月払特約(団体扱)の廃止	共済掛金月払特約(団体扱)を廃止しました。	○	○
後遺障害等級表の変更	自賠償共済(保険)において用いている後遺障害等級表と同一の後遺障害等級表となるよう、変更しました。	○	○

※5 被共済者限定特約または被共済者限定特則にご加入されているご契約の場合を除きます。

※6 他の二輪・原付が、記名被共済者またはそのご家族が所有または常時使用している二輪・原付である場合を除きます。

※7 「家庭用自動車共済の搭乗者傷害条項」および「一般用自動車共済の搭乗者傷害特約」をいいます。以下において同様です。

### 3 レッカー・ロードサービス サービス提供範囲の一本化

■ サービスのわかりやすさの向上・充実化を目的として、以下のとおり見直しを行いました。

	ご契約内容	レッカーサービス	ロードサービス
改訂前	所定のご契約※8	現場から30 k m以内のけん引が無料	30分程度で対応可能な応急対応が無料
	上記以外のご契約	現場から15 k m以内のけん引が無料	有料



改訂後	全てのご契約※9	現場から30 k m以内のけん引が無料	30分程度で対応可能な応急対応が無料
-----	----------	---------------------	--------------------

※8 「家庭用自動車共済の対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、傷害条項、車両条項にご加入されているご契約」および「一般用自動車共済の対人賠償責任条項、対物賠償責任条項、人身傷害保障特約、搭乗者傷害特約、車両条項にご加入されているご契約」をいいます。

※9 被共済自動車の用途車種によって、一部サービス対象外となるご契約もございます。

(注) サービスのご利用にあたっては、その他所定の要件があります。詳細は、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。

## 4 共済掛金率の変更

### 掛金率水準の見直しを行いました。

直近の共済金のお支払い状況やこのたびの仕組改訂等を踏まえ、掛金率水準の見直しを行いました。ご契約内容に応じて、共済掛金が引上げまたは引下げになることがあります。

### 割増・割引制度の見直しを以下のとおり行いました。

割引率の見直し・割引適用範囲の拡大・割引の廃止を以下のとおり行いました。ご契約内容に応じて、共済掛金が引上げまたは引下げになることがあります。

項目	概要
割増・割引等級制度の見直し	近年の共済金のお支払い状況を踏まえ、割増・割引等級制度の見直しを行いました。
新車割引の適用用途車種の拡大	自家用軽四輪乗用車において、新車割引(共済掛金約3%割引 <sup>※10</sup> )が適用されるようになりました。
長期優良契約割引の割引率の引上げ	長期優良契約割引の割引率を従来の約5%から約7%へ引き上げました。
複数契約割引の割引率の引上げ	複数契約割引の割引率を従来の約3%から約5%へ引き上げました。
装備系割引の廃止	お車の装備によって適用される割引(エアバック装備車割引・ABS装備車割引・衝突安全ボディ車割引・イモビライザー装備車割引)を廃止しました。
集団割引の廃止	集団割引を廃止しました。

※10 共済期間の初日時点において初度検査後経過期間が13か月以内の場合に限ります。なお、長期契約の場合は約2%割引となります。

## 5 Web約款の新設

### ご契約者さまの利便性の向上と、紙資源の削減・節約による環境保護等を目的として、Web(JA共済ホームページ)上で「ご契約のしおり・約款」を閲覧いただくことができる「Web約款」を新設しました。

Web約款の新設に伴い、契約申込書または継続申込書上で、「ご契約のしおり・約款」を冊子でお受け取りになるか、「Web約款」とするかをご選択いただけるようになります。

(注) 一部対象外のご契約もございます。

- 「家庭用」とは家庭用自動車共済、「一般用」とは一般用自動車共済をいいます。
- このご案内は平成24年4月実施のJA自動車共済改訂の概要を説明したものです。詳細につきましては、お近くのJAまたはJA職員までお問い合わせください。
- ご検討にあたっては、「重要事項説明書(契約概要)」を必ずご覧ください。また、ご契約の際には、「重要事項説明書(注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」を必ずご覧ください。



JA共済ホームページ <http://www.ja-kyosai.or.jp>

お問い合わせはお近くのJAまで